

旅行条件書

◆募集型企画旅行契約

この旅行は香港中旅日本中国旅行社株式会社「観光庁長官登録旅行業 922 号」（以下当社といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約を締結することになります。旅行の契約の内容・条件はパンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)並びに当社旅行業約款募集型企画旅行(当社約款をいいます)によります。

◆お申込みと旅行契約の成立

当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入の上、お一人様につき下記の申込金を添えてお申込み下さい。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

旅行代金が 30 万円以上-----50,000 円以上旅行代金まで

旅行代金が 30 万未満-----30,000 円以上旅行代金まで

旅行代金が 3 万円未満-----旅行代金まで

また、旅行契約は、当社が締結を承諾し申込金を受領した時に成立するものとします。

◆旅行代金に含まれるもの

- ①利用交通機関の運賃・料金 ②送迎専用バス
- ③観光料金(入場料・ガイド料) ④宿泊料金、税・サービス料金
- ⑤食事料金、税・サービス料金 ⑥団体行動中のチップ
- ⑦受託手荷物運搬料金(原則航空会社の規定重量 20kg 以内、容積、個数の範囲内) ⑧添乗員の諸費用

※上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

◆旅行代金に含まれないもの

- ①超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- ②ホテルのルームメイド、ボーイに対するチップ、クリーニング代、電話料、冷蔵庫飲料など個人的な諸費用とこれに伴う税・サービス料。
- ③お客様の傷害疾患に対するの追加料金
- ④一人部屋を使用する場合の追加料金 ⑤食事時の飲物代
- ⑥希望者のみが参加する別料金の現地におけるオプションツアー
- ⑦日本国内における集合地・解散地間の交通費、宿泊費、消費税等
- ⑧空港施設使用料、中国出国税、燃油サーチャージ、航空保険料

◆旅行契約の解除(お客様の解除権)・払い戻し

お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いて、払い戻し

いたします。

旅行開始日の前日から起算して遡って30日前以降3日前までは旅行代金の20%

旅行開始日の前々日、前日、当日までは旅行代金の50%

出発当日又は無連絡不参加場合は旅行代金の全額

◆免責事項

皆様の安全に関し、万全の配慮を致しておりますが、旅行中における天災、不慮の災害、政府公共団体の指令、ストライキ、戦争、暴動、盗難、詐欺、流行病、隔離、税関規則など不可抗力の事由により生ずる損害には責任を負いかねます。

◆その他

①運送機関の運賃・料金の増額に伴い、旅行代金を増額する場合は、出発日の15日前迄に通知いたします。

②この旅行条件・旅行代金は2019年6月15日を基準としています

個人情報取扱について

当社は旅行申込の際に提出された、申込書に記載された個人情報について、お客様とのご連絡に利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊施設等の提供サービス及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます